

# ご 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 17 日  
金 融 庁



# ゆうちょ銀行のビジネス展開と新規業務の認可申請

## ◆ 中期経営計画(2018～2020年度)における取組み(2018年5月公表)

- 郵便局ネットワークを通じて、全国の幅広い個人顧客に対し、「新しい便利」「安心」を提供
- 「お客様本位の良質な金融サービスの提供」「資金運用の高度化・多様化」「地域への資金の循環等」の3点を基軸に、更なる企業価値向上を目指す。



### 「お客様本位の良質な金融サービスの提供」

- 従来からのサービスを維持しつつ、新サービスを提供することで決済サービスの利便性を向上  
⇒ スマホ決済、スマホアプリ、口座貸越サービス、ATMネットワークの拡充、等

### <今回の認可申請>

- ・ 口座貸越の実施に伴う信用保証会社の子会社化
- ・ フラット35等の直接取扱い
- ・ 損害保険募集業務

⇒ ゆうちょ銀行より、令和2年12月23日に認可申請

## 認可申請の背景・概要

### ◆ 認可申請の背景

- 当行の口座を保有する個人顧客の急な出費や決済資金の不足への資金ニーズへ対応することで、顧客の利便性を向上させるため、口座貸越を実施する予定。  
口座貸越については、その実施に当たり、信用保証を行うことにより、審査体制の充実・信用リスク管理の強化を図ろうとするもの。
- 住宅金融支援機構の「フラット35等」については、既存の住宅ローン媒介業務(ソニー銀行・新生銀行)に加えることで、商品ラインナップの充実を図り、幅広い世代のニーズに対応しようとするもの。
- 損害保険募集業務については、住宅ローンの実行条件として火災保険の付保が一般的となっている中、フラット35や住宅ローンの媒介の取扱いに付随して火災保険を取り扱うことで、顧客の利便性の向上を図ろうとするもの。

### ◆ 認可申請の概要

#### 【信用保証会社の子会社化】

郵政民営化法上の認可(平成29年6月19日)を受けた「口座貸越」の実施にあたり、その保証を行う信用保証会社の子会社化を行うもの。

#### 【フラット35等】

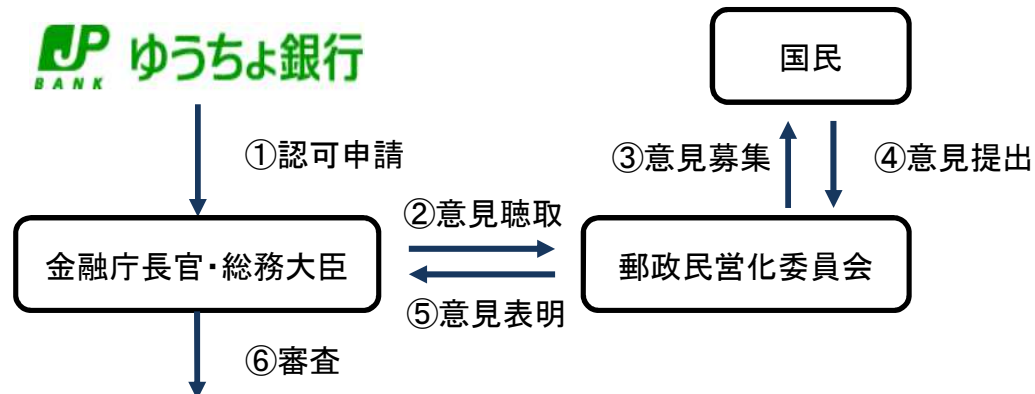
住宅金融支援機構が提供する「フラット35等」について、当行が直接取り扱うもの。

#### 【損害保険募集業務】

保険業法上の登録を受け、損害保険代理店として火災保険を取り扱うもの

# ゆうちょ銀行の新規業務の認可の流れ・審査基準

## 郵政民営化法第110・111条に基づく認可



### 認可基準(郵政民営化法第110・111条)

次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害する恐れがないと認めるときは、認可をしなければならない

- 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等の競争関係に影響を及ぼす事情
- 郵便貯金銀行の経営状況

## 銀行法第4条に基づく承認



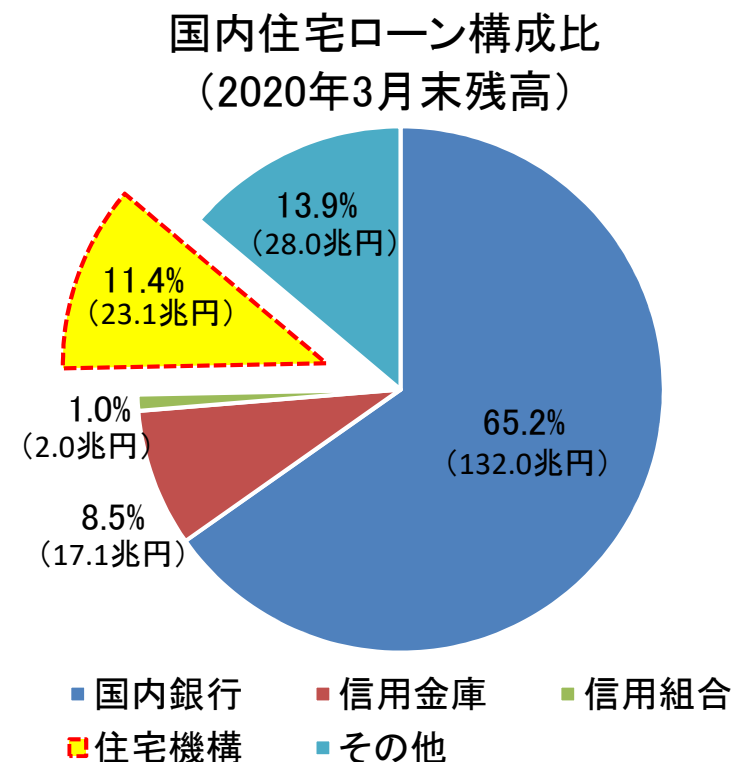
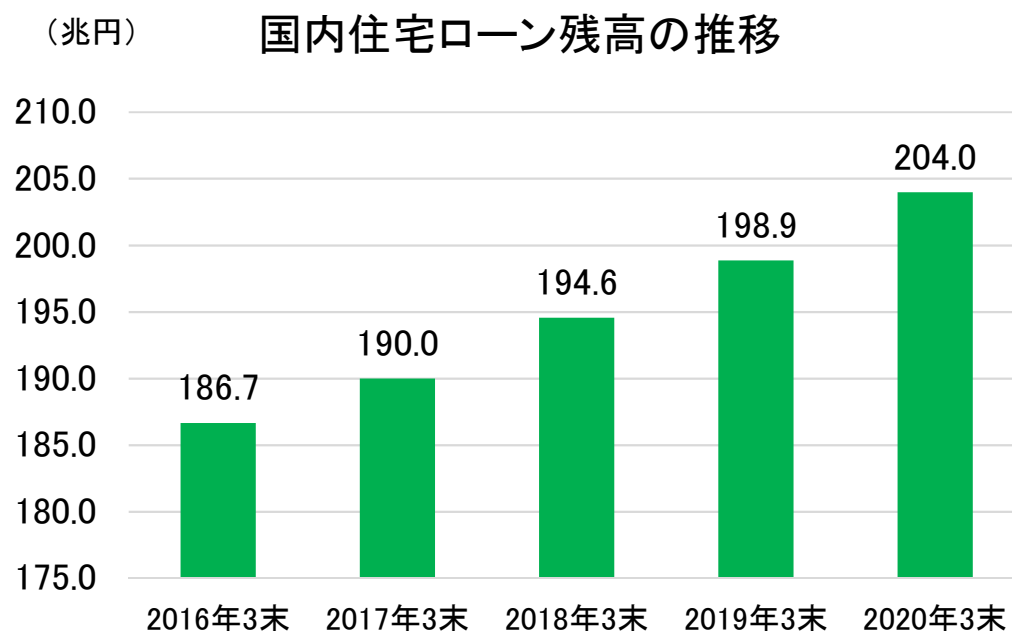
### 承認基準(銀行法第4条第2項)

- 業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、当該業務に係る収支の見込みが良好であること
- 人的構成等に照らして、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者であること

認可後、承認が得られた場合、新規業務の実施が可能

## 【参考】国内の住宅ローン市場とフラット35の状況

- 国内の住宅ローン残高は約200兆円、その約75%は銀行・信用金庫・信用組合のローン、フラット35は11%程度(約23兆円)



出典: 住宅金融支援機構調査データより金融庁作成

## 【参考】関連規定

### 郵政民営化法（抄）

（業務の制限）

第110条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務（次に掲げる業務を除く。）

イ 預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け

ロ 国債証券等を担保とする資金の貸付け

ハ 地方公共団体に対する資金の貸付け

ニ コール資金の貸付け

ホ 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け

ヘ 機構に対する資金の貸付け

五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律（銀行法及び金融商品取引法を除く。）の規定により銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が営むことができる業務（預金保険機構の委託を受けて行う民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十条第一項に規定する支払等業務その他政令で定めるものを除く。）

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

## 【参考】関連規定

### 郵政民営化法（抄）（続き）

（子会社保有の制限）

- 第111条 郵便貯金銀行は、子会社対象金融機関等を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。）としようとするとき（同法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（同法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 第一項の規定は、郵便貯金銀行が、その子会社としている銀行法第十六条の二第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象金融機関等に限る。）に該当する子会社としようとする場合について準用する。
- 5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項（第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第二項ただし書又は前項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。
- 一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- 二 郵便貯金銀行の経営状況
- 6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第二項ただし書又は第四項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

## 【参考】関連規定

### 銀行法（抄）

（営業の免許）

第4条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2 内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

4 内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

【参考】郵政民営化法

（銀行業の免許の付与）

第98条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時ににおいて、銀行法第四条第一項の免許を受けたものとみなす。

2 前項の免許は、次に掲げる条件が付されたものとする。

一 第百十条第一項各号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこと。

3 前項の条件は、銀行法第四条第四項の規定により付された条件とみなす。

## 【参考】関連規定

### 保険業法（抄）

（保険募集の制限）

第275条 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならない。

二 損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）の役員（代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員及び監査委員を除く。以下この条、第二百八十三条及び第三百二条において同じ。）若しくは使用人又は次条の登録を受けた損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人、その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

（登録）

第276条 特定保険募集人（生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）をいう。以下同じ。）は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。